

●10月2日、3日に日本共産党議員が行った一般質問と答弁の概要を紹介します。

島田 敬子 議員 ————— 1ページ

山内 佳子 議員 ————— 8ページ

久守 一敏 議員 ————— 14ページ

島田 敬子（日本共産党・京都市右京区） 2003年10月2日

【島田】日本共産党の島田敬子です。私は、先に通告しています数点について、知事並びに関係理事者に質問をいたします。

C型肝炎対策について

第1に、C型肝炎対策についてです。

わが国において、肝炎の多くはウイルス肝炎ですが、問題となる代表的ウイルス肝炎はA型、B型およびC型肝炎です。中でもC型肝炎のほとんどは、出産や大きな手術の際に頻繁に用いられてきた輸血や非加熱製剤の投与や集団予防接種での針の使いまわしなどで感染が広がったものです。現在、国内で100万人から200万人の持続的感染者がいるといわれています。A型、B型の急性肝炎になるとまれに激しい症状を起こすことがありますが、大部分の人が1ヶ月から3ヶ月で完治し、再び感染することがないのに比べ、C型肝炎の場合は、感染するとその6から7割にウイルスが住みつき持続的な感染者になります。問題は、感染しても症状が軽いため気がつかずに経過し、後に肝硬変や肝臓ガンに進行する人があることです。現在、日本で肝臓癌、肝硬変で死亡する人は年間4万5千人で、その8割以上がC型肝炎ウイルスの持続的感染に起因しているといわれます。まさに、国民病であり、医原病つまり医師の診断治療行為によって患者に新たに引き起こされた疾病であります。

先日、C型肝炎患者の会を結成されたOさんから直接お話を伺いました。

Oさんの場合は15年前に子宮筋腫を手術、その7年後にC型肝炎を発症されました。たまたま、Oさんが治療を受けた病院に娘さんが働いていたので、過去の手術の際に血液凝固

因子製剤のフィブリノゲンが投与された可能性が高いことを突き止められ、現在提訴のための医療機関のカルテの開示などをもとめておられます。

昨年10月、16名の第1次原告団が、国と製薬企業を相手どり損害賠償を求めて「薬害肝炎訴訟」が提訴されました。その多くが、出産時の出血を止めるためにフィブリノゲン製剤を投与された女性たちです。出産の喜びが暗転し、長い間の闘病生活へ、そして、わが子にまで感染させてしまった母親の嘆き、いつ死を迎えるかわからない不安などを切々と訴えておられます。

裁判で問題となっている旧ミドリ十字のフィブリノゲン製剤については、昨年の薬事法改正審議の中でも、国および製薬企業の責任が厳しく問われました。1973年当時、旧厚生省は同製剤からの肝炎感染の危険を認識しながら販売を容認しつづけ、1977年にはアメリカで承認が取り消された後も日本では逆に使用量が増加していったこと。1987年7月青森県三沢市の産婦人科医院で産婦八名の集団感染例が発覚してやっと、旧厚生省が本製剤の使用適応症を先天性フィブリノゲン血症に限定する内示をおこない、正式に限定したのは1998年であったこと。明らかにされている1980年以降だけでも本製剤の投与を受けた患者は29万人で、そのうちC型肝炎ウイルスの感染が判明した被害者は一万人と推定されることなどがあきらかになっています。その規模の点では薬害エイズ、ヤコブ病を上回るような薬害であり、国と製薬企業の責任は重大です。わが党の小池参議院議員がこの問題を国会で取り上げ、厚生労働省も調査を約束しました。

そこで、C型肝炎問題の冒頭にまずうかがいますが、このフィブリノゲンの問題で、知事としても、この際、国に対して、「徹底的な調査と真相の究明、被害者の早期救済と恒久的対策の強化」を強く意見をあげていただきたいということです。いかがですか。また、旧ミドリ十字社は、フィブリノゲンの納入医療機関が7004施設に上ることを明らかにしましたがその一部しか公開をしていません。ぜひとも、情報公開をもとめていただきたいと考えます。Oさんの場合は、元の主治医の転任先を探し当て、当時の製剤使用の証明を求めたのですが、協力が得られずにおられます。また、日赤などでも情報提供を断られている例をお聞きします。国公立の医療機関は率先して情報を開示することが必要ですが、どのようになっていますか。府立四病院における対応方針もふくめ、お聞かせください。知事のご所見を伺います。

続いて、C型肝炎の総合的対策について伺います。

患者さんたちの願いは、第1に、安心してかかれる医療体制の確立です。治療法は目覚しく進歩しており適切な治療で肝硬変や肝臓がんなどへの進行をくいとめることも可能になってきました。しかし、医療機関によってそのレベルが大きく異なっているのが現実です。どこの医療機関に行けば専門の医師による最新の治療がうけられるのかなどの情報がすくないこと、また、郡部では専門医がいないところもあります。この際、医師会など関係団体の協力も得て早急に調査をし、府民に適切な情報の提供を行うとともに、不足している地域では公的責任で専門医療機関を確保することが必要です。そして、医療機関に対して、治療指針等を示すなど新しい情報を提供すべきです。いかがですか。

第2に、治療に対する支援です。C型肝炎の治療には高額な費用がかかります。インター

フェロン治療などは1ヵ月に10万円を超え、高額療養費制度を利用しても年間自己負担は30万円を大きく超えます。この経過から、感染者は40歳以上に多く、発病者の多くは年金生活などの高齢者の方です。高額な医療費のために治療を断念する方もあります。国に対し、医療費の公費助成を創設するよう求めるとともに、本府独自の助成制度を作るべきです。少なくとも特定疾患に準ずる医療費助成制度を設けるべきです。すでに、北海道や富山、長野、愛知、東京などで実施中です。見解をうかがいます。

第3に、生活保障のための対策を講じることです。肝機能障害を「身体障害者福祉法」の内部障害として認定することを国にもとめるべきと考えますが、いかがですか。

第4に、肝炎ウイルス検査の受診を促進し、早期発見で早期治療につなげることが肝要です。昨年4月から、老人保健法による節目検診や事業所検診、保健所での検診にC型肝炎ウイルス検査が導入されました。14年度の京都市内を除く実績では、住民基本健康審査による受診率は27パーセントとなっていますが、全国平均をも下回っています。その検診の中で129人。また、市町村独自検査で31人、保健所での節目外検査で223人が感染陽性と指摘されています。事業所での検診の結果は全国調査で23万人がC型肝炎ウイルス検査を受け1900人が感染陽性だったとのことです。更なる受診率の向上のため、府民や事業者に対する周知徹底が必要と考えます。また府実施の検査はHIVとのセットでなければ無料にならず、そのことが受診をさまたげています。本府の保健所における単独検査費用は3800円で高額なためか、今年度に入っての有料受診は皆無とのことです。また、患者会の調べでは、検査費用が高額な自治体ほど受診率が低いという結果もあります。無料化を含め検討をいただきたいと考えます。いかがですか。

第5に、ウイルス肝炎に対する正しい知識の普及、啓発に努め、偏見と差別を公的努力によって解決することです。ホームページでの掲載や啓発パンフレットの発行を求めます。また、老人保健施設や障害者施設の入所の際や在宅サービス提供の際、C型肝炎感染の有無を調べて感染者の入所やサービスを拒否している事例があります。そうした対応を改善されるよう適切な指導を求めますがいかがですか。

【知事】C型肝炎対策についてですが、京都府におきましては、従前からC型肝炎対策の重要性を踏まえまして、国に対しまして総合的な対策を求めてきたところでございます。こうした中で、フィブリノゲン製剤によるC型肝炎感染をめぐる問題につきましては、昨年8月、国におきまして調査報告書を取りまとめられたところであります。

府といたしましても、医薬品や血液の安全性をめぐる国民的関心が高まるとともに、関係者から訴訟が提起されている中で、国がその説明責任を十分に果たす観点から、継続調査の実施や必要な情報の提供、そして、フィブリノゲン製剤による感染者の実態を踏まえた対応を含めまして、C型肝炎対策を一層強力に推進するよう引き続き求めてまいりたいと考えております。

医療体制につきましては、近年の治療法の進歩と普及を踏まえまして、地域の中核的医療機関が対応しているところでございますけれども、従来から京都府は治療の手引書を作成するなど関係団体、機関等への情報提供に努めるとともに、保健所におきまして、このような医療機関の情報提供や、相談、カウンセリング、市町村職員に対する研修等に取り組んでい

るところでございます。特に府立医科大学におきましては、治療の手引書もそうでございますけれども、C型肝炎につきまして非常に実績がありますので、高度の診療及び研究を展開しているところでありますが、医師の育成や技術的支援による研究の成果の還元などにより、今後とも地域の中核的医療機関を支えてまいりたいと考えております。

【保健福祉部長】C型肝炎対策にかかわる医療機関の情報公開についてであります。診療録の保存期限が5年間とされているため、個々の医療機関を通じてフィブリノゲン製剤の投与により感染の可能性のある方に受診を呼びかけることには限界がありますことから、C型肝炎検査の制度化を図り、国民負担の受診機会を拡大することにより対応することとされたものと承知をいたしております。なお、府立4病院のうち、府立医科大学付属病院、及び、与謝の海病院で使用実績があったことを確認しております。わかる範囲での確認を続けておりますが、現在までのところ感染事例はなかったところであります。

次にC型肝炎については、治療法等の進歩により治癒することが可能となった中、原因が不明で治療法が確立していない疾病を対象とする特定疾患治療研究事業や、症状が固定化していることを基本とする障害認定にはなじみにくいものとされているところであります。

なお、フィブリノゲン製剤の投与により感染された方に対する医療費の公費負担や障害者認定については責任の所在を明らかにしながら負担の問題を考えるべきと考えております。

肝炎ウイルス検査については、京都府としては国の制度に先駆け、全国でいち早く助成制度を創設するなど、積極的に取り組んできたところであります。市町村と連携し、府民だよりや保健所だよりを活用しながら、受診勧奨に努めるとともに、正しい知識の普及につとめるところであり、今後ともあらゆる機会を通じて啓発を行ってまいりたいと考えています。

なお、この肝炎ウイルス検査は市町村における検査を基本としておりまして、保健所における検査は、血液によるウイルス感染防止を総合的に進めるため、HIV等の検査とあわせて無料で実施しているものです。

老人保健施設の入所等におきまして正当な理由なくサービス提供を拒否することがないよう、事業者に対し必要な指導を行っているところであります。

障害児教育について

【島田】次に、障害児教育についてです。

文部科学省の調査研究協力者会議は、3月末、「今後の特別支援教育のあり方について」の最終報告を答申しました。障害児教育の根本にかかわる重大な問題がありますので、いくつかの点から質問をします。

これまで通常学級の中に、「きれやすい子」「集中力が続かず、すぐにふらふらしてしまう子」「他の学力は問題ないが話を聞き理解する力だけが極端に苦手な子ども」など、教育的手だてが必要とされる子どもたちが大きな比重で存在すると指摘されてきました。今回の報告では、これまで障害児教育の対象としてこなかった、このようなLD・学習障害や、ADHD・注意欠陥多動性障害そして高機能自閉症などの障害児が全国で約67万人、6パーセントの割合で通常学級に在籍している可能性があることや教育的対応が重要な課題であることを言

明しました。多様でたくさんの障害児に対して、一人一人のニーズに応じた教育的対応や地域・学校での環境整備が急がれます。

問題は、これら 67 万人にも及ぶ、新たな障害児に対する教育を、国として予算も人も増やさず、これまでにある施設・設備や教職員の配置見直しで行おうとしていることです。

報告書では、障害児教育における「基盤整備は量的な面でおおむねナショナルミニマムは達成されている」「近年の厳しい財政事情をふまえ、既存の人的・物的資源の配分について見直しを行い、地方分権にも十分配慮して、新たな体制・システムの構築を図ることが必要」としています。障害児学校の現有の正規教員の定数を崩し、障害児学級や通級による指導の制度を廃止して、「特別支援教育」への転換をうちだしていますが、端的に言えば、重度重複障害の児童生徒の教育条件を切りさげ、新たな課題に振り向けるというもので、事実上の障害児教育の質的、量的後退を招くものであり、しかも判断は地方自治体で行えというところでもない主張です。

そこで第 1 に、基盤整備について伺います。私は、現在の京都の障害児教育の現状をみると、報告書のように、「基盤整備はおおむね達成」という状況ではないと考えます。宇治市や城陽市などからも養護学校の増設要望が本府に対して出されています。長年の府民の運動で、やっと舞鶴に養護学校が新設されることになりましたが、南部地域での更なる整備、充実がもとめられています。障害児学級がないために通常学級に在籍している例や養護学校が遠くて通えず、やむなく障害児学級に在籍している例もあります。障害の重度重複化に対応して、教職員の定数改善を求める要望など、毎年、多数の養護学校増設や障害児の教育条件改善要望請願が提出されているとおりで。子どもたちの発達を保障するために、養護学校や障害児学級の増設が必要です。この際、国に対して、引き続き、基盤整備の促進を求めるべきと考えます。いかがですか。

第 2 に、「特別支援教育」について伺います。

最終報告は、これまでの「特殊学級」を廃止し、「特別支援教室」への転換を図るとしていますが、「特別支援」とは名ばかりで、協力者会議でも、「今いる障害児学級の子供たちが通常の学級に籍を置いて通常の学級で生活することになるとおそらくかなりの割合で不登校になってしまう。学校に行かないという昔へ戻ってしまう状況が考えられる」との異論が出されていたものです。全国特殊学級設置学校校長会は「これまでの障害児学級で行ってきた教育が軽視されている」「交流教育を行ってきたことが固定式の障害児学級の設置意義を低めるものであるかのような表現をされることはきわめて遺憾」などとのべています。全国連合小学校校長会も、「固定式」学級の充実をいっそう図ることがまず課題だと述べて、障害児学級の存続と発展、通級指導教室、その発展形態としての「特別支援教室」を障害児学級とは別に整備することを主張されています。そのような方向こそ必要であり、文部科学省のように、障害児学級をつぶし、多様な課題をもつ子どもたちを 40 人学級に押し込めて、担任への負担と責任を押し付け、指導力を問題にして管理と統制をするやり方は許されません。

そこどうかがいます。

国では、来年 4 月の「学校教育法」の改定に向けて作業が進んでいます。私は、このような、障害児教育の事実上の後退を招くやり方をやめ、先の校長会の主張のように、「障害児学

級の存続と発展、通級指導教室の更なる充実」と、新たな教職員の定数配置を国に求めるべきだと考えます。教育長のご所見をうかがいます。

第3に、本府の取り組みについてです。通常学級にLD・ADHDなどの子どもたちが6パーセント程度いるという文部科学省の数字を当てはめると、京都府下で、1万2千人以上の新たな「特別な教育」の対象である児童生徒が在籍していることとなります。すでに、養護学校では、地域の小・中学校に在籍する児童生徒などへの教育相談活動が行われており、その中でもLD・ADHDなどの指導のむつかしいケースの相談が増え続けています、現状をどのように把握されていますか。うかがいます。

その上で、LD・ADHDなどの障害種別ごとの特性に応じた子どもたちの教育の場を、通常学級だけに限定せず、障害児学校や障害児学級・通級指導教室など多様な場を保障することが重要です。そのような子どもたちが在籍する通常学級については少人数編成にしたり、教員の複数配置をすること。また、通級指導教室の拡充を行うなど、それぞれの場に応じて、教職員の加配や施設整備の充実が必要です。また、相談活動などについてですが、養護学校が地域の障害児教育のセンター的役割を果たすために、体制整備が必要です。府教育委員会は、特別支援教育コーディネーター養成研修を実施しておられますが、新たな定数配置をおこない、専任の体制で地域支援を強化されるよう求めますがいかがですか。

最後に、要望します。府南部の小学校で、心臓と肺の同時移植が必要である重度の難病の児童が、本来障害種別の病弱児学級が設置されるべきなのに、知的障害児学級に在籍させられている事例や、1年生から4年生まで情緒障害児学級に在籍していたのに、学年進行時に知的障害児学級へ編入させられている例などがあります。いずれも、一人学級や高学年の学級で、1・2年のうちに自然閉級となるところで起こっています。これは、府教育委員会の障害児学級設置の考え方からも逸脱した行為であり、適切な指導を求めるものです。府教育委員会は、現在、障害児学級等の設置について、「障害や地域の実態等により1名となる学級においても弾力的に取り扱う」という考え方を示しておられますがこれを堅持するよう強く求めます

本府は、「わが国の特殊教育の発祥の地」といわれ、養護学校義務制スタートの10年も前から、国に先駆けて、養護学校を開校し、障害児の完全就学をいち早く達成した歴史を持ちます。これまで、養護学校や障害児学級、通級指導教室などの場で実践を通して培われた障害児教育をさらに発展させ、文字通りすべての子ども達の発達と教育の保障さらにはノーマライゼーションの理念を実現するために、国、自治体の役割が重要と考えます。教育長の真摯なる答弁をお願いしまして、質問をおわります。

【教育長】障害児教育についてですが、ノーマライゼーションの進展を踏まえた養護学校の再編整備や、各市町村における児童生徒の障害の状態に応じた障害児学級の設置など、必要な整備を積極的に進めてきているところがございます。なお、学習障害などは、本人や保護者の求めに応じて医師が診断するものであり、詳細な調査は人権にかかわることであるため、国による全国5地域での調査も、学習面や行動面で著しい困難を持っていると担任教師が回答した割合を示したもので、その結果は学習障害などの割合を示すものではないことに注意する必要があると最終報告で述べられております。

京都府で実施した調査においても、国の調査と同様に詳細な実態把握は困難であります。特別な支援が必要な子どもたちが見受けられたことから、こうした子どもたちへの教育的対応は重要な課題であると認識をしております。そのため現在、医師や臨床心理士など専門家による巡回教育相談や教職員研修の充実に努めているところでございます。

また、全国教育長協議会を通じ、障害児教育の充実をはじめ、学習障害などに関する指導方法の研究や相談支援体制の充実を図るための財政上の措置について国に要望しているところであります。なお、特別支援教育については、協力者会議の最終報告を受け、今後、国において必要な法改正などが検討されると考えられますので、その動向を踏まえ対応してまいりたいと考えております。

島田議員の再質問

2点について再質問をさせていただきます。

C型肝炎対策については、いろいろやっているというご認識でございますが、現状は府民の多くが知らないでいるのです。医療機関についても、先ほど申し上げたとおりです。私は、国においてやっとC型肝炎対策の総合的な対策が始まったところでありまして、これらも踏まえまして、引き続き全力を挙げてお取り組みをいただきたいと思っております。

知事は年頭訓示で『できない』からではなく、『できる』から始めよう、あるいは「人権」「弱者の視点」「安全・安心」と重ねておっしゃっておられます。難病の患者さん、C型肝炎の患者さんに対しても、患者さんの苦しみがわかるなら、「何とか検討したい」、このように発言されるべきと考えます。それとも、財政が厳しいから「自助自立、ご自分の努力で」とおっしゃいますか。明確にお答えをいただきたいと思っております。

現在、裁判が行われておりますが、その中で国や製薬企業の法的責任が明確にされることを願うものですが、裁判は、被害者の真相究明の出発点となり、繰り返される薬害の再発防止の教訓ともなります。

先ほど国立医療機関では5年しかカルテが残っていないといわれましたが、大学病院等では10年、20年とカルテは残っているはずであります。患者の求めがあった場合には必ず公表するよう、また、民間医療機関に対してもカルテの開示について、引き続きご指導、ご援助をいただきたいと考えますが、再度ご答弁を願います。

特別支援教育について、詳細は委員会で質問いたしますが、昨日、代表質問答弁で教育長は「義務教育国庫負担制度の堅持は当然」と言われました。法改正の方向が示されましたが、同じ立場で、障害を持つ子どもたちの機会均等、教育水準の維持向上のために、国に対してきっぱり引き続き要望をしていただきたいと考えます。これは、要望にかえます。以上お答えください。

【保健福祉部長】先ほど申し上げましたとおり、京都府におきましては肝炎対策につきまして全国に先駆けて、対策を行ってきたところであります。現在市町村の健康診断でやっておりますけれど、それを積極的に受診するようとの勧奨を先ほど申し上げましたように、積極的に訴えていきたいと思っております。また、京都府の関係病院、府立病院での受診につきましては、先ほど申し上げましたように、わかる範囲での把握をしておりますけれど、現在、鋭意

調査をやっていきたいと考えております。

山内 佳子(日本共産党・京都市南区) 2003年10月3日

高すぎる国保料を引き下げ、国保証とりあげをやめよ

【山内】日本共産党の山内佳子です。数点について質問し、知事および関係理事者の御所見をお伺いします。

最初に、国民健康保険についてお伺いします。

国民健康保険は法律でその目的を、「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」とうたっており、「都道府県は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように、必要な指導をしなければならない」と都道府県の役割を定めています。

ところが今、「国保料が高すぎて払えない」という方が急増し、京都府内では実に国保加入者 442613 世帯のうち 15・4%の方が保険料を滞納しています。2年前に 25 歳の女性が「資格証明書を発行されて、病院にも行けない」と相談がありました。以前からの滞納で資格証になっていたのですが、年収 240 万円の彼女の国保料は 1 年間で 39 万円に、また、所得税や市民税、年金の負担を合わせると合計で 70 万円の負担になることが分かったのです。彼女は「私は滞納分も含めて保険料を分割で払おうと思ってきたのです。月 2 万円くらいなら払えますが、これでは、今年度分も払えません」と言われました。

国保料を試算しますと、63 歳の夫婦で、夫の年金月額 16 万円、妻の年金が 0 の方では、京都市国保の場合 211015 円、向日市では 178080 円、岩滝町で 153587 円となっています。また、「年収 300 万時代を生き抜く経済学」という本がベストセラーになっていますが、年収 300 万円で奥さん、子どもさん 1 人がおられる方の場合、京都市で 389890 円、向日市で 289400 円、岩滝町でも 233575 円となっており、収入にしめる負担割合は、低所得者では低くても 8%から 13%と 1 ヶ月から 2 ヶ月分の給料や年金が国民健康保険料に消えることになっています。他にも国民年金の保険料や所得税、住民税の負担を考えると、「払いたくても払えない」状況になっています。私は、あまりにも保険料が高すぎると思いますが、知事はどう思われますか？まず、お答えください。

今、国保加入者の約半数は、年金生活者や失業者など無職の人たちであり、昭和 40 年には加入者の約 7 割が農林自営業の方で占めていましたが、その当時から比べると国保を構成する世帯が様変わりし、加入者の保険料負担能力が低下しており、まさに社会保障としての本来の国保制度の役割を果たすことが求められています。

国民健康保険料が高すぎるおおもとの原因は、政府が 1984 年の国保法改悪を皮切りに、国庫負担の割合を医療費の 45%から 38・5%に引き下げてきたことが最大の要因ですが、住民の命と健康を守るために京都府のはたす役割は重大です。そこで知事に伺います。

第 1 に、削られた国民健康保険への国庫負担割合を元に戻すよう国に要求し、国保料を値下げする努力をするべきではありませんか。第 2 に、京都府の市町村への支出金を大幅に増

やし、市町村の負担を軽減すべきだと考えますが、いかがですか？お答えください。

また、1997年の国民健康保険法の改悪により、1年以上保険料を滞納すると、正規の保険証にかわって資格証明書の発行が義務付けられ、事実上、保険証を取り上げられる方が増えています。命綱というべき国保証のとりあげをやめさせることは緊急の課題です。

本府では、平成13年3月に市町村に対して保険証取り上げの「要綱」を作成し、府に提出することを求める「連絡文書」を出しました。京都府下の「資格証」発行は昨年6月で4308件にものぼり、期限が短く切られた短期証の発行も17373件で、滞納世帯に対する保険証発行の制裁比率は、全国平均は24・4%ですが、京都は31・8%にも上っており、府の姿勢が問われます。厚労省でさえ「国として各都道府県に市町村の交付要綱の作成の指導、作成状況の調査などは指導していない」とのべています。国でさえ指導していないことを、都道府県が乗りだし、市町村に押しつけるようなことは絶対に許されません。

資格証明書の発行対象では、「特別の事情がある場合」には対象から除くようになっています。その「特別の事情」とは、1つに世帯主がその財産につき災害を受け、または盗難にかかったこと、2つ目に世帯主、またはそのもと生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと、3つ目に世帯主がその事業を廃止し、または休止したこと、4つ目に世帯主がその事業につき著しい損害を受けたこと、5つ目にこれらに類する事由があったこととなっています。

秋田県では「特別な事情」の中に、収入が生活保護基準以下であることや、生活のための借入れ金の返済も考慮すると、見解を示しています。また、北海道の旭川市では「特別な事情」の中で、交通事故や公害の損害賠償の支払いをした場合、また、世帯主と生計を一にしない親族が病気にかかり、または負傷してその親族の生計の一部を負担した場合、また、道や市の医療費助成制度の受給者証を受けている場合、親会社の発注の減少等による影響を受けた場合など、12項目にわたって、「特別な事情」の例を示しています。

そこで知事にお伺いします。本府として保険証の取り上げを抑制し、命を守る観点から、資格証明書の発行に際して特別の事情を考慮するよう、先にあげた例なども示して市町村を指導すべきだと思いますがいかがですか。お答えください。

【知事】国民健康保険制度では、医療費等を患者一部負担金、保険料および公費でそれぞれ分担して支えあってきた。保険料は、保険者である市町村がまず、受益と負担の適正化の観点から定めているので、一律に言うのはむずかしい。都道府県は、専門的な分野や地域格差の問題などが生じるので、低所得者を多くかかえる市町村の財政基盤の安定や保険料軽減、高額医療費発生時の対応を円滑に行うなど、制度全体を健全に保つという広域的観点からの調整を行う立場で支援している。国保会計が苦しい状態にあることは分かっているが、府においては、財政のきびしい中ではあるが、15年度当初予算で府の役割分担を考え、総額45億3千万円と前年度比12億円の増額を行うなど、制度が安定的に運営されるよう精一杯の支援をしている。府単独の補助をふやすことは、市町村の住民税から府民税へと変わるだけで、府民の左のポケットから右のポケットへとお金を移すだけのものにすぎない。この問題は、受益と負担の適正化、市町村と国、都道府県の役割分担を総合的にふまえなければならない問題であると理解していただきたい。その上で、国保制度については、被保険者に高齢者や

無職者などが多いために、医療費が高く、かつ保険料負担能力が弱いという国保財政を維持する上での構造的な問題があり、制度設計に責任を有する国の役割が大変大きい。現在、国においても、新たな高齢者医療制度のあり方も含めて、医療保険制度改革の検討が行われており、府としては、府民の生命と健康を守るセーフティーネットを構築している地方公共団体の観点から、国に対して、国民健康保険が抱える課題の解決も含め、医療保険制度全般の将来展望を示すよう強く求めるとともに、必要な財源措置を講ずるよう強く要請している。

【保健福祉部長】昭和 59 年度に行われた国庫負担割合の変更は、退職者医療制度の創設により、被用者保険との財政調整をはかるため変更されたもの。府からも、市町村にたいする財政支援を強く要望してきた中、国においては、保険基盤安定制度や保険者支援制度の創設など各般の財政措置が講じられ、保険医療の負担軽減にもつながる基盤整備が図られている。資格証明書は、事業の休廃止等の特別な事情もないまま、保険料を長期間滞納されている被保険者に限り交付されるもので、府としては、従来から、様々な事情にある被保険者の個別事情をよくふまえた上で、きめ細かな納付相談を行い、その中で適切な制度運用がなされるよう要請している。

生活保護の申請は、憲法25条で定められた国民の当然の権利

【山内】次に、生活保護について伺います。長引く不況の中で生活保護を受給する世帯が増えていますが、生活保護の申請を巡って申請権を侵害する事例が後をたちません。今年の3月、厚生労働省が生活保護の関係課長会議を開き、そのなかで「申請権を阻害しないことはいうまでもなく、阻害していると疑われるような行為自体も厳に慎まれない」。また、病状把握のための検診命令については「保護申請を受理した後に検診命令等を実施されたい」とのべています。しかし、府下各地の市町村では、依然として申請権を阻害するような対応がなされています。

宇治市では今年5月、56歳の女性が「家賃が払えない」と福祉事務所に行きましたが、「働いていて基準ぎりぎりだから」という理由で、生活保護の申請が受理されませんでした。9月には障害を持った姉妹が生活保護の申請に行きましたが、今度は「働いていない」ことを理由に「生活保護は受けられない」と言われました。2件とも付き添いの「生活と健康を守る会」の役員が本人と一緒に交渉し申請が受理されましたが、こうしたことが日常的に行われています。

母子世帯が生活保護を申請しようと思うと、「別れた夫に子供の養育費の調停を申し立てていない」とか、「家賃の証明があがらないからだめ」とか、「兄弟に扶養してもらえないか、聞いてから」などと言われて申請権を侵害される事例が後をたちません。

生活保護の申請は、憲法25条で定められた国民の当然の権利であり、法の趣旨にそった適切な対応をすべきです。

96年11月の決算特別委員会総括質疑で、わが党の新井議員の質問に答えて、当時の荒巻府知事は、生活保護の申請用紙の窓口設置を約束されました。現在の状況はどのようになっているのか、お伺いします。

また、本年3月の厚労省の会議で示された「申請権を阻害してはならない」という中身を府内の市町村、および振興局の担当者に周知徹底すべきだと思いますが、いかがですか？お答えください。

【保健福祉部長】様々な事情から生活に困っている方の相談には、できる限り親切・丁寧な対応を行い、すみやかに申請を受け付け、保護が必要な場合には適切に保護が行われるよう、つねづね、福祉事務所を指導している。申請書は、申請意思のある方から十分にお話を伺い、すみやかにお渡しできるよう、各福祉事務所や町村役場の福祉の相談窓口などに配置されている。また、保護申請の取り扱いについては、厚生労働省主催の全国会議をうけ、京都府が指導・監督している福祉事務所に改めて3回の会議を通して徹底をはかったところ。今後とも、生活保護が府民生活の最後のよりどころとなる制度であり、府民の理解と信頼を得られるよう、制度の適切な運用について、ひきつづき指導していきたい。

危険な硫酸ピッチを、ただちに撤去せよ

【山内】次に、京田辺での硫酸ピッチ入りドラム缶の不法投棄についてお伺いします。

硫酸ピッチは重油に濃硫酸を加えて軽油を精製する際に発生する不純物で、直接肌に触れるとただれたり、目にはいると失明の恐れもあり、硫酸ピッチに雨水が当たると、刺激臭がある有害な亜硫酸ガスが発生し、高濃度のガスを吸うと呼吸困難になる場合もある危険な物質です。

私も大住内山の現地を視察し、環境防災特別委員会で質問させていただきました。9月29日には、日本共産党府会議員団として京田辺市会議員団とともに、行政代執行を行うよう府に申し入れましたが、1日の代表質問で知事は「行政代執行も視野に入れて」と答弁されました。当然のことであると思いますが、「視野に入れて」というようなことではなく、大住内山の事案について、ただちに行政代執行の手続きに入るべきだと思いますが、いかがですか、お答えください。

次に、700本のドラム缶が放置されていたとされる同市水取地域の事案について、お伺いします。昨日の朝、私も現場も見てまいりましたが、ドラム缶は腐食し、シートもやぶれ、硫酸ピッチと見られる物質があふれだし、油は市道の側溝に流れ出しています。この水取地域の事案については、どうされるのですか。大住内山の事案と同様に、当然、期限をきっての撤去の指導を行い、指導に従わない場合には告発すべきではありませんか。いかがですか。お答えください。(現場の写真のパネルを示す)

この問題では、本府の対応がきわめて遅かったことが問題です。

京田辺市の建設経済常任委員会で配布された資料によりますと、昨年7月17日の時点で、大住内山で精油プラントを行っていた業者が、廃油系産廃を放置したまま、行方不明となったとされており、その後、その中身が硫酸ピッチであったことが明らかになっています。それから、すでに1年以上が経過していますが、今日まで放置されてきた本府の責任をどのように考えておられるのですか。「悔しい」思いをしているのは、周辺地域の住民です。知事の見解をお聞かせください。

【企画環境部長】きわめて悪質な事例であり、一昨日の知事答弁にあるように、代執行も視野に入れて、断固とした対応を行うことにしている。水取地区については、本年3月に大量のドラム缶を確認し、内容物を採取して検査した結果、酸性の油であることが判明したことから、ただちに被酸防止や雨水対策のために、防水シートで覆い、中和剤を散布するとともに、外部への油流出防止策を講じさせたところ。同時に、撤去指導を強力に行い、施設および油の一部を撤去させ、府民の安全・安心を確保するため、今後、できる限りの手段を講じていきたい。

キリンビールにたいし、計画の再検討を求めるべき

【山内】最後に、キリンビール京都工場跡地問題で知事の御所見をお伺いいたします。

昨年九月、京都府と京都市は、キリンビール京都工場跡地一帯 22 ヘクタール、JR京都駅南側一帯 12 ヘクタール、京都市南区から伏見区の油小路沿道地域 213 ヘクタール、JR長岡京駅周辺地域 8 ヘクタールの4地域を都市再生緊急整備地域に指定するよう申請を行い、10月4日、国の都市再生本部が指定をおこないました。

そもそも「都市再生特別措置法」にもとづく「都市再生」は、都市計画にかかわる規制をすべて適用除外とし、民間事業者が自由に事業計画を立案できる新しい都市計画制度です。しかも、これらの民間プロジェクトに対して、民間都市機構を通じて、整備事業に要した費用の一部の無利子貸し付け、出資または社債の取得等による施工費用の一部支援などの優遇措置を実施するものです。これは都市再生事業に参加するゼネコン、民間企業の利益を保障するためのもので、いたれりつくせりの大企業優遇であり、住民参加のまちづくりとは程遠いもので、わが党は当初からこの法案に反対をしてきたものです。

キリンビール京都工場跡地の開発構想には、周辺地域の住環境の悪化、地域経済への影響、交通渋滞の激化などが予想され、住民の利益を守る立場に立った根本的な見直しが必要です。

7月25日に京都市が計画を発表し、90メートル級のビルが6本建ち、商業ゾーンには百貨店、量販店、専門店、飲食店、レジャー・スポーツ施設、シネマコンプレックスなどが予定されていること、業務ゾーンにはホテルや駐車場が計画されていること、また、向日市側にたつ90メートルのビル3本は住宅ゾーンになることなどが明らかにされました。

8月3日にキリンビールが開いた地元説明会には970名を超える近隣住民が集まり、「開発規模があまりにも大きいため、環境悪化を招くのではないか心配」「90メートルのビルが住宅地の横に立つのは納得がいかない」「地元説明会は一回きりではなく、細かく説明会を開くべきだ」などの不安や不満の声が相次いで出されました。

開発計画の中の府道中山稻荷線の北側については、既存の一般住宅約100戸と7階建てマンション約200戸の東と西、そして南側がキリンビール跡地となっており、東と南に90メートル、西に30メートルから45メートルのビルが立つ計画があります。私どもの主催した住民懇談会に参加された方は、「キリンビール工場跡地のすぐ東に住んでいるが、空き地に倉庫が建っただけで家の中が真っ暗になった。押し入れに入れていた革のかばんが3ヵ月でカビだらけになった、もし高いものが建てば住んでいられなくなるのではないか？」と心

配の声を上げられました。

また、周辺道路についても、工事中からの渋滞が予測されます。計画では、府道中山稲荷線に向日町駅前からの府道が直結し、さらに西側の阪急洛西口方面から「シンボルロード」もつながることになっており、国道9号線から171号線に抜ける車が、久世橋西詰め交差点の渋滞を避けてこれらの道を南下することが予測されます。しかし、その先は既存の住宅地であり、狭い道路も残っており、通過交通を処理できません。

京都市南区では西大路十条の京都機械跡地にジャスコ洛南店が5年前に出店しましたが、その影響で周辺の商店街が打撃をこうむっただけでなく、特に土日の車の交通量が増えて九条通の渋滞をひきおこし、渋滞を避けた車が住宅地を通り抜け、事故も多発しています。今回の計画でも、それ以上の事態が繰り返させる可能性があり、京都市の都市計画審議会の中で与党の議員からも道路問題については指摘があったと聞いています。

こうした中で、8月17日には、キリンビール跡地に隣接する京都市内の4自治会が京都市市長あてに高さを30メートル以内に抑えるなどの11項目に及ぶ意見書を提出しました。また、「向日市北部のまちづくりを考える会」も計画の見直しと高さ90メートルのビルの建設計画の取り止めに求める請願署名を9月1日、向日市議会に提出し、9月24日の本会議で、賛成14、反対9で請願が採択されました。

このように、キリンビール京都工場の跡地開発構想は大きな問題を抱えており、府民の利益に反するものとなろうとしています。住民の意見も聞かず、国に対し指定の申請を行った知事の責任はきわめて重大です。キリンビールに対して、計画の再検討を求めるべきだと思いますが、いかがですか。知事の見解をお聞かせください。

以上で、私の質問を終わります。ご清聴、ありがとうございました。

【企画環境部長】同社の工場撤退は、生産・雇用・消費の各分野に大きな影響を与え、22ヘクタールという多大な跡地が無秩序に開発されることになれば、地域に大きなダメージを与える恐れがあった。このため、府は、地元京都市および向日市とともに、キリンビール社にたいし、跡地の一体的な活用を要請し、地域の発展に資する新市街地の形成にむけて都市再生緊急整備地域指定の申し出を行い、10月に指定をうけたところ。このたび、キリンビール社から開発構想が提示され、京都市および向日市に様々な意見が提出されている。キリンビール社の構想は、同社として考えられる最大限の規模で提示したと説明をうけており、今後、それらの意見をふまえて、まず京都市と向日市において自治体のまちづくりの観点からキリンビール社との調整が進められることになる。府としては、今後、そのような協議・調整を経て、両市がめざすまちづくりが一体的な市街地形成の中で実現されるよう、広域的な視点にたって府としての役割をはたしていきたい。

山内佳子議員の再質問・要望

2点について、再質問させていただきます。

1つめは、ただいま知事が「国民健康保険制度の制度全体を健全に保つことが必要だ」と答弁されましたが、いま、国保制度は制度が危うくなっています。国民皆保険制度といわれ

る中で、リストラされて国保に入ろうと思ったら、(保険料が) 余りにも高すぎて、入れずに帰っていく。それで、無保険になってしまう。そういう方がふえています。そういう点では、制度全体が健全でなくなってきた状況です。ぜひとも、制度を健全に保つために必要な指導をお願いしたい。

もう1点、硫酸ピッチの問題で要望します。静岡県富士宮市の硫酸ピッチ不法投棄事件で、本年6月21日に住民が通報を行い、ただちに亜硫酸ガスの測定器を設置する一方で、7月16日までの1ヵ月足らずで行政代執行を行っています。本府も、ただちに亜硫酸ガスの測定器をつけるなど、必要な措置をとり、行政代執行を行うべきです。詳しくは、委員会で全容説明をお願いしたいと思います。

これで、私の質問と要望を終わらせていただきます。ありがとうございました。

久守 一敏（日本共産党・京都市伏見区） 2003年10月3日

元請主導の下請契約横行に歯止めをかけ、建設労働者の賃金確保を

【久守】長期にわたる不況の中、建設需要の減少で深刻な仕事不足と激しい受注競争を生み出し、重層的な下請けの施工体制のもとで、元請業者の利益確保優先などから、元請言いなりの指し値発注など、不正常的な請負契約が横行しています。

こうした中、末端で施工する建設労働者は、賃金低下、単価の切り下げ、不払いの多発などのしわ寄せをうけ、経営や生活が危機に陥っています。

私の所に相談にこられた、ある鳶職の業者さん。この方は、十人あまりの職人さんをかかえた大手ゼネコンの三次下請です。国の公共事業費積算の基準となる設計労務単価(いわゆる二省協定賃金)は、現在19,300円となっていますが、指し値発注や値引きが続き、経営が困難なため、四月に労働者と協議して、日額給与を14,000円まで引き下げました。「元請業者から、今回の仕事は、下請け単価が14,000円だと言われれば、それで泣く泣く仕事を受け取るしかない。今後の仕事や従業員のことを考えると、給与の再引き下げしか企業を存続させていく方法がない。なんとかしてほしい。」と訴えておられました。

仮に14,000円の賃金で、年間240日の仕事があったとして、年収336万円。しかも、現場までの交通費や健康保険などの社会保険、退職金やけがの手当て、そして施工の道具もすべて自分もちです。これで、どうして生活が成り立つのでしょうか。

私たち日本共産党はこれまでから、深刻な建設不況のもとでも、建設業法が適正に運用されるならば、それは大手建設業者の下請となっている中小建設業者の経営を守る上で、一定の役割を果たすことができると、京都府の対応を求めてきました。しかし、事態はいつそう深刻です。このような指し値発注や値引きの横行など、中小建設業者は、極めて不利な立場に立たされています。

中小建設業者が、建設業法18条や19条で定められているとおり、対等な立場で大手業者

との公正な契約がなされるように、指導する責任が、本府にもあります。実態を、つぶさに調査する考えはないでしょうか。

【土木建設部長】今日の建設業をとりまく厳しい状況の中、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発展を促進するため、「建設業法」や「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の規定などにに基づき、これまでから建設工事請負契約の適正化の指導・点検に取り組んでいる。しかし、デフレ経済の下で倒産・不渡りなどに伴う、元請・下請けの企業間の紛争や、企業と建設労働者における賃金不払い等の契約をめぐるさまざまな問題が生じている。府では、機会あるごとに契約の書面化や請負代金の設定、及び代金支払いの適正化などについて国と連携し、実態調査等を行うとともに、業界団体・建設業者に対し、指導している。

【久守】今求められているのは、重層的な下請けの施工体制のもとで、労務費が切り下げられる構造そのものに歯止めをかけることです。とりわけ、労働者に支払われる賃金が、あらかじめ「設計労務単価」として積算されている公共事業においては、現場労働者の賃金が、その単価よりも大幅に切り下げられるようなことは、絶対にあってはなりません。

ところが現実には、先に紹介した鳶職のような事例が、多発しています。

私は少なくとも、公共事業にたずさわる労働者には、最低限の生活が保障される賃金と労働条件を確保するべきです。そのために、公共工事における労働者の賃金等を確保する条例、つまり「公契約条例」が必要と考えます。

公共工事は本来、住民の税金を原資として、地域住民の生活や環境に役立ち、安全で長持ちする施工がなされる必要があります。そのような建設労働者の賃金や労働条件が、他の産業の労働者や職人よりも劣悪で、生活さえ保証されないようでは、品質のよい建物などをつくることはできません。

また、「公共工事の入札、および契約の適正化の促進に関する法律」の成立にあたり、参議院で採択された付帯決議は、「労働者の賃金、労働条件の確保」について、遺憾なきを期するように適切な措置を講じるよう、指摘しています。

公共事業に従事する現場労働者の賃金が、どんどん切り下げられ、設計労務単価を大きく下回っている現実を、知事はどのようにお考えですか。

【土木建築部長】平成10年から15年の積算労務単価は、公共工事においても平均で21%下落するなど、日本経済のデフレ状況を反映している。現場の労働者の方々にとって、極めて厳しい状況である。

【久守】労働者の生活が保障される適正な賃金を維持するために、公契約条例などの、京都府独自の対策が必要と考えますが、いかがですか。知事の見解をお聞かせください。

【土木建築部長】建設業法と諸法令を活用する中で、引き続き適正な指導を行っていききたい。

下請業者の保護と労働者の賃金不払い対策を

【久守】京都府内の公共事業においても、下請け業者が大変不利な立場に立たされ、倒産の危機に直面する事態が、後を絶たちません。例えば、6月に完工した舞鶴市の西浄化センター

水処理施設建設工事における、約4000万円の下請代金の未払い問題です。この工事は、舞鶴市が発注した公共工事で、5月に事実上4次下請けが破産し、その下で従事していた労働者や第五次下請けの業者など、73名分に対する昨年12月から今年の5月までの工事代金が、支払われないという事態が発生しました。この事業の総事業費は、10億6000万円余で、その40%が、前払い金として元請業者に支払われています。

私は、交付された前払い金が、速やかに下請け業者に配分されていたならば、このような事態は、起こらなかっただろうと考えます。また、契約によるお金の流れでは、2次下請けが「A社」となるが、施工体制台帳にはその記載がなく、3次・4次以下の下請けの労働者が「A社のヘルメットを着用して、工事現場に入るよう指示」されていたなど、建築業法違反の事態も明らかです。

そこで知事に、伺います。この公共工事の元請企業は、本府発注の公共事業を多数受注する指名業者ですが、本府が発注する公共事業において、今回の舞鶴市のような事態は起きていませんか。

施工体制台帳に記入してある業者と、実際の工事契約の体制が違っているなどというのは、建設業法違反の工事丸投げが行われている可能性が強いということです。早急に、本府発注工事の全てについて、施工体制台帳に基づき、請負契約が書面によって適正に行われているのか、適正な労務費の単価となっているのかなど、実態を調査すべきではありませんか。

【土木建築部長】府の施工体制台帳に関しては、下請け金額等の諸項目点検のため、必要に応じて、法律に規定する金額以下でも提出を求めることも行っており、さらに、現場の一点点検を抜き打ちで行うなど、これまで以上に元請・下請け契約の適正化に努めています。

【久守】今回舞鶴の場合、4次・5次の下請業者は、不払い金約4000万円のうち600万円で、泣き寝入りせざるを得ませんでした。最終的には地元の中小業者と労働者が、大きな負担を負わなければならないような事態が、現場で起こっているのです。元請や1次・2次下請の倒産等によって工事費が未払い、不渡りになったというときに、今後こうした事態を生まないよう、本府土木建築部として、公共事業に限らず、積極的に相談にのり、府内業者の経営を守り、労働者の適正な賃金を確保するよう、迅速に対応する体制を整備すべきではないでしょうか。

【土木建築部長】これまでから相談に対し、速やかに状況把握を行い、特定建設業者である元請に対し、解決を図るよう指導し、一定の成果を上げている。

【久守】今後舞鶴のような事態が起こった場合には、知事は、元請の特定建設業者に対して、建設業法41条各項を適用し、立替え払いによる解決をはかるよう迅速に指導・勧告すべきですが、どう考えますか。

府は、下請業者の保護または労働者の労働条件改善について、文書で通知するだけでなく、実効性ある対策を講じるべきではないでしょうか。

【土木建築部長】建設業者に対する許可書の交付時に、趣旨文書の交付など、周知を図るとともに、従来から本庁や土木事務所で相談に応じるなど、必要な対応を行っている。今年度7件の相談のうち3件は、解決し、4件の相談を継続している。今後とも、関係法令に基づき、不良・不適格業者の排除等を含め、適切に対応していく。

府内産木材の需要拡大対策など林業の振興について

「府内産木材使用住宅建設資金」の改善を

【久守】京都府の森林面積は、府内の75%を占め、木材の供給と共に、歴史的景観と国土保全や水資源の確保などに、重要な役割を担っています。そしてこの森林は、林業家や林業労働者など、多くの林業関係者の努力によって守られ、その暮らしと経営の基盤となってきました。しかし、この営々と守り育てられてきた森林も、長年にわたる自民党政府による大手商社やアメリカの巨大木材企業の儲けに奉仕する過度な外国資材依存政策で、木材・木製品の自由化と関税の引き下げにより、「このままでは、林業は続けられない」「山は荒れるままになる」という状況に追い込まれています。

また、長期化する深刻な不況の進行は、府民の住宅着工意欲を直撃し、住宅建設戸数は、ここ数年大きく減少しています。昨年度の京都府下の住宅着工件数は、2万2000軒弱となり、中でも木材を多く使う、いわゆる在来木造軸組工法着工戸数の減少が目立ち、9200軒弱と1万軒を下回るなど、深刻な事態です。

そこで林業不況打開のために欠かせない施策として、府内産木材の需要拡大と良質な住宅の供給を目的とした「府内産木材使用住宅建設資金」の改善が必要です。この制度は、京都府内で住宅金融公庫の融資を受け、良質な新築の木造住宅の建築や購入をされる方に、府が700万円を限度に、府内産木材使用住宅の場合は900万円を限度に、住宅金融公庫融資の利子補給を行うという制度です。しかしご存知のとおり、民間金融機関の住宅ローンの金利が低くなっている今、高い金利の住宅金融公庫そのものの利用が極端に減少しているため、府の制度の利用も大幅に落ち込んでいます。一昨年度は、京都府地域優良木造住宅の制度で5件、府内産木材使用住宅では、わずか2件でした。昨年に至っては、両制度融資とも0件であり、この制度は全く機能していません。

このような状況を放置してよいのでしょうか。同様の制度を持っている他府県では、様々な努力がされています。

まず、金利誘導で地元産材の利用促進をはかっている例です。

三重県では、県産地域材を構造材の65%以上に使用すれば金利1.75%で、低利融資する制度を設置し、総額12億を超える利用があります。

兵庫県でも、県産木材利用木造住宅特別融資制度というもので、新築工事と増改築の両方に適用され、最高融資額2000万円、利率が2%で運用され好評です。

さらに、融資や利子補給から、直接助成に転換している県もあります。

高知県では、今年度に利子補給制度から、最高40万円の補助金を、一括交付する「優良木造住宅助成事業」や最高15万円の補助金を一括交付するバリアフリー化のための「優しい住まい助成事業」が実施しています。また、高知県産の乾燥材を利用した住宅促進事業として、面積1㎡辺り500円、最高で約20万円が助成されています。それぞれ8月末現在で、24件、159件、186件が申し込まれています。

鳥取県では一層顕著で、それまでの利子補給制度から、昨年度、県産材利用住宅に対する一

括の助成制度として、金融公庫利用を条件からはずし、助成額をそれまでの2倍の60万円に引き上げられました。制度が実施された昨年度は、受け付け当日に、県が予定していた50件を超過し、補正予算で対処するほどで、114件も助成され、今年度は100件の枠に対して、すでに123件の申し込みがあるといえます。鳥取県は、1999年度までは京都府と同様の制度で、1%相当分の利子補給がされていましたが、業界または利用者からの要望を受け、2000年度に、利子補給の先渡しとして30万円を一括助成するように改善し、年間25件から30件の助成をしてきたといえます。それが、今年度の改善で100件を超える申し込みとなっているのですから、その効果は絶大と仰うことです。

以上のように各地で、住宅金融公庫融資からの切り離しと、一括支給の助成制度への移行が、大きな実績を残しています。

そこで知事に具体的に伺います。いま、府内産木材の利用促進を進める上で、金利の逆転現象を引き起こしている住宅金融公庫の利用に限定した融資制度から、府内産木材を利用した住宅建設に対しては、利用金融機関を限定せず、利子補給の「先渡し」として一括して六十万円、あるいは、高知県なみに、40万円を助成するよう、改善してはいかがでしょうか。

【土木建築部長】良質な住宅ストックを形成するためには、一定の住宅性能を担保する必要があるため、府の建設資金融資については、適切な審査機能を有する住宅金融公庫と連携しながら実施してきた。府の融資制度については、住宅を改修する資金として、今年度新たに断熱省エネや、耐震・防火対策等を低利融資の対象とするなど、見直ししてきた。建設資金についても、住宅金融公庫が今後独立行政法人化されることもあり、府内産木材利用の促進を含め、引き続きその制度内容について検討を進めたい。尚、住宅建設は多額の費用を要するという性格上、その必要な資金を低利で融資するのが適当である。

【久守】岐阜県では、市町村や業界団体と協力し、地域産材を使った住宅建設、岐阜県では、これを「産直住宅」といっていますが、この産直住宅建設に際し、10万円程度の大黒柱などを贈呈する制度を、住宅建設への利子補給制度とは別に設けています。これは、県の農林部が中心になって進めている事業で、林業振興、地元産材活用のためのユニークな物です。京都府も地元産材住宅の普及に関する事業については、農林水産部が中心となって、住宅課と協力し、融資の改善や助成等の支援策の提案など、積極的な取り組みをさらに進めることが必要なのではないでしょうか。

【土木建築部長】府では、平成9年度から関係部局からなる府内産材利用推進庁内連絡会を設置し、全庁横断的な体制で木材利用促進を図っており、緑の公共事業の転換により、木のぬくもり教室づくり、木製治山ダムや河川工事における木製護岸など、公共事業への府内産木材の利用促進をしている。住宅建設は、木材利用の最も大きな需要先であるため、府では建築関係者初め、林業・木材関係者や広く府民対象に府内産木材を利用した家造りのための公開セミナーを継続的に開催している。こうしたとりくみを通じて、林業者、木材加工業者、工務店がネットワークを結び、消費者への情報発信を行う中で、府内産木材による家造りのとりくみが芽生えており、府でも広報誌を通じてこれらの活動を広くPRするとともに、市町村による地域産木材活用の家造りの取り組みに対しても支援している。

木材樹皮等の処理や、リサイクルへ支援強化を

【久守】この間、新たに問題となっている木材の樹皮の処理や、活用についてお聞きします。廃棄物の処理及び清掃に関する法律や、ダイオキシン類対策特別措置法の改正により、製材所などで大量に発生する木の皮、樹皮や木くずが、従来の小型焼却炉で焼却できなくなりました。今、どちらの製材業者さんの作業所をまわっても、樹皮処理に困っておられます。

特に針葉樹林木材の樹皮は、腐りにくく、木材チップなどにも利用しにくいので、焼却処理が一般的でしたが、この処理費と運送費で、トラック1台 8万5000円から9万円もするというのです。原木単価の大幅な値崩れのもとで、業者が、この処理費用を捻出するのは困難です。

ある森林組合では、全てを外部の産業廃棄物処理業者に焼却処分を依頼すれば、年間約100台、新たに処理費用が600万円、運送費が250万円から300万円も必要で、売上げの4%以上にもなり、利益率から考えて当然負担しきれず、一部をやむなく野積み状態にしています。

私が訪問したある製材所では、「樹皮の処理費用がこれだけかかるならば、製材業を廃業して、よそから木材を仕入れて販売する、材木店や建材店に移行したいぐらいだ。ダイオキシン対応の焼却炉を、新たに導入するには、数千万円の費用が必要。この木材不況下に、一組合などでの設置は困難だ。国や府からの支援を強化してほしい。」と訴えておられました。

そこでお聞きしますが、林業家や製材所などの事業者がこれからも営業を続けていけるように、ダイオキシン対応の焼却処理施設の設置をすすめるため、林業家に比べ、製材所などの事業者への補助率が低い「林業・木材産業構造改善事業」の改善を、国に求めるべきですが、いかがですか。また、府の上乗せ補助が設定されていない製材業者への補助を実施するとともに、補助を大幅に拡大する考えはありませんか。

加えて、樹皮や端材などのリサイクル・有効活用を進めるため、樹皮の堆肥化や燃料資源化、さらには、岐阜や兵庫など各地で研究されている「バイオマスによるエネルギー発電用の燃料化」、木材乾燥施設での利用など、再資源化の早期実現へむけ、国に補助の大幅な拡大を求めるべきですが、いかがですか。

【知事】木材利用は循環型社会の形成を促進し、森林の良好な整備を通じて、地球環境保全はもとより、京都府の環境を守る上で大きく貢献するもの。私は、緑の公共事業推進を府政の大きな課題に位置づけ、アクションプランを作成し、川上から川下までの木材利用を促進し、例えば、公共事業が大量にあった平成10年で、間伐材の利用は1317 m³から、平成14年では3221 m³まで増えた。学校の備品整備まで幅広く利用促進を講じてきた。それだけに、木材利用の過程の中で発生する樹皮や端材処理にしても、単なる焼却施設の導入支援は現在あるが、問題はいかに資源を有効利用し、リサイクル循環型社会をつくるかではないかと考えている。しかし、それぞれの実態は、焼却によるものが殆どで、その処理ではコストが高くつく上、資源として十分に生かされず、木材の乾燥のための熱源として一部利用されるに止まっている。今後、これらの有効利用として、再資源としての活用が考えられるが、そのためには、まとまった量の確保が大きな課題。府内資源の集積コストの提言とその量の確保や、資源の特性に応じた活用方法の開発も課題。木材関係業者間だけでなく、他産業との連携も図り、他の利用方法についても新たな視点も含め、課題解決に向け幅広い検討が必要。